

北広島市重度心身障がい者医療費助成制度について



■対象となる方

(1) 身体障害者手帳の交付を受け、等級が次のいずれかに該当する方

- ① 1級・2級
- ② 3級の一部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい）

(2) 療育手帳「A」判定の交付を受けている方

または、医師などにおいて重度の知的障がいと判定（または診断）された方

※知能指数がおおむね35以下。ただし、肢体不自由・盲・ろうあなどの障がいがあり日常生活で介護を必要とする方は、おおむね50以下

(3) 精神障害者保健福祉手帳の「1級」の交付を受けている方

■医療費助成の対象範囲

対象者	助成内容
上記(1)か(2)に該当の方	通院・入院及び指定訪問看護
上記(3)に該当の方	通院・指定訪問看護

■自己負担額

1. 受給者証に (障初) または (老初) と表示されている場合

「小学校就学前児童」と「市民税 非課税世帯に属する」方

初診で受診した場合の初診時一部負担金

医科・・・580円 歯科・・・510円 柔道整復等・・・270円

なお、期間内に就学する子で、課税世帯の場合は障課の表示ですが、3月までは初診時一部負担金のみです。

★「小学校就学前児童」が北広島市内で受診した場合に限り、無料です。

2. 受給者証に (障課) または (老課) と表示されている場合

小学生以上で市民税 課税世帯に属する方

総医療費の1割

月の限度額：通院（平成30年7月診療分まで）14,000円

（平成30年8月診療分から）18,000円

※8月～翌年7月の年間限度額 144,000円（年間限度額は変わりません）

入院 57,600円 ※多数回該当 44,400円

3. 受給者証の表示 (障初) (老初) (障課) (老課) 共通

指定訪問看護を受けた場合

訪問看護療養費の1割

月の限度額：非課税世帯 8,000円

課税世帯（平成30年7月診療分まで）14,000円

（平成30年8月診療分から）18,000円

課税世帯の方の限度額は、医療費と訪問看護利用料を合算します。

◎医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断料・容器代・おむつ代・入院時の食事代・病衣代など）は助成対象外です。

◎受給者証は道内の医療機関で使用できます。医療機関の窓口で受給者証の提示ができなかった場合や、道外の医療機関では受給者証を使用することができません。後日、領収書（保険点数が記載されているもの）・印鑑・受給者証・受給者名義の預金通帳を持参の上、助成申請を行ってください。その場合、端数処理の関係で実際の窓口支払額と10円未満の違いが発生する場合があります。

◎障初・老初の方が、指定難病等にて診療を受け、医療機関の窓口にて自己負担した場合は、市の窓口にて助成申請を行ってください。

■65歳以上の方は

65歳以上75歳未満の方が、重度心身障がい者医療の対象となるためには現在の健康保険から、「後期高齢者医療」に加入しなければなりません。窓口負担や健康保険料などの違いがありますので、お問い合わせください。

受給者証は、後期高齢者医療において窓口負担が3割と判定された方・市民税非課税世帯の方に交付します。後期高齢者医療で窓口負担が1割と判定された方で、市民税課税世帯の場合は、後期高齢者医療の一部負担金が重度心身障がい者医療の窓口負担と同じため、受給者証は交付されません（受給資格は登録）。

■1か月の自己負担が限度額を超えた場合（障課と老課の方）

同じ受給者が同じ月内に、医療機関で支払った自己負担額（1割）が限度額※を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。なお、限度額は医療費と訪問看護利用料を合算します。

限度額※ 入院：1か月57,600円

（過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から44,400円）

通院：1か月 平成30年7月診療分まで14,000円、平成30年8月診療分から18,000円
（8月から翌年7月までの年間限度額144,000円）

■申請に必要なもの

- ①健康保険証 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③生計維持者の所得課税証明書、道民税市民税特別徴収税額通知書、道民税市民税の納税通知書のいずれか（北広島市に1月1日現在、住民登録がない場合に必要です）

なお、1月～7月の申請の場合は、前年度の所得課税証明書等が必要となります。

■所得制限

生計維持者の所得が下表の額以上の場合、受給資格の対象となりません。

扶養親族人数	0人	1人	2人	3人
所得額	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円
給与収入額の目安	8,407,000円	8,684,000円	8,921,000円	9,157,000円

※扶養親族1人につき所得21万3千円が加算されます。

高額療養費について（お願い）

保険診療にかかる1か月の自己負担額が高額療養費の限度額を超えたとき、加入している医療保険から給付を受ける場合があります。重度心身障がい者医療受給者の場合には、高額療養費を含む自己負担額を北広島市が医療機関に支払っています。直接、医療保険から受給者の皆さんに支給された場合には、高額療養費を市へ納めていただくこととなります。

- 事前に高額療養費の『**限度額適用認定証**』の発行を！
このような手続きを不要にするため、加入医療保険から『**限度額適用認定証**』の交付を受けていただき医療機関に提出すると、原則、返金等の手続きは不要となります。

重度心身障がい者等通院

交通費助成のお知らせ

受給者の方が、特定疾病療養受給証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病受給者証、ウイルス性肝炎進行防止・橋本病重症患者対策医療受給者証、障害者自立支援法に該当する医療受給者証をお持ちの場合は、通院交通費助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 北広島市保健福祉部保険年金課医療給付担当 TEL372-3311

（平成30年8月改訂）

